商業目的契約書

江川文庫資史料等財産の使用についての契約書

公益財団法人江川文庫(以下、江川文庫と称する)と江川文庫の所有する資産である家名、先祖の名前、資史料を商業目的で使用するにあたって、公益財団法人江川文庫と使用者である[　名称　　　　]との間に以下の通り契約を締結する。

(使用する資産の名称と商品名)

第１条　[　会社、団体名　]は、江川文庫が所蔵する[ 使用する資産名 ]を[ 商品名 ]の[ロゴ、商標等の名称 ]に使用する。ただし、申請した商品以外には使わない。

(契約期間と更新)

第２条　第１条の資産についての契約期間は契約書締結日から３年とする。ただし、更新は妨げない。３年目の契約日が週休日等の休日に当たる場合は、その前日とする。

(資産の使用料と支払方法)

第３条　第１条の資産を使用するに当たって、[　会社、団体名　]は江川文庫に対して使用料を支払う。使用料の金額は、商品販売の売り上げの５％とする。

(支払い方法)

第４条　支払い方法は、１年ごとの支払いと毎月ごとの方法と２種類あり、どちらか選択できる。資産の使用者は、１年ごとの支払いは契約期間１年を終了した翌月１０日までに江川文庫が指定した口座へ入金するか、又は毎月ごとの場合は翌月１０日までに入金する。

(契約の変更又は中止)

第５条　契約締結後、資産の使用者が契約に応じた事業を履行できないと判断した時には、契約変更、または中止とすることができる。変更又は中止の場合は契約期間の変更を行い、再契約をするものとする。

(財産権)

第６条　契約を結ぶ財産権はいかなる場合においても公益財団法人江川文庫に帰属する。

(契約の取消し)

第７条　使用者が本契約に違反した時は、江川文庫は直ちに契約の取消しを求めることができる。

(協議条項)

第８条　本契約書に定めのない事項、又は本契約書の解釈に疑義が生じた場合は、両者協議してその取扱いを決定する。

本契約の証として、本書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通ずつ保持する。

　令和　　年　　月　　日

＜資産保有者＞

　　静岡県伊豆の国市韮山韮山１番地

　　公益財団法人江川文庫　代表理事　江川　洋　　印

＜財産使用者＞

住所

氏名 印